

わが国における最近の身体障害者スポーツへの 取り組みに関する 2・3 の問題

佐 藤 捷

Comment on recent approaches to adapted sports in Japan

Ken Satoh

The Tokyo Paralympic Games in 1964 had triggered off the development of sports for the physically disabled in Japan. The author proposed that sports for the physically disabled should have four-layered structure.

The 1st stratum is rehabilitative sports (remedial gymnastics) in which effective therapeutic and adapted recreational services is provide in any of the treatment centers or community settings under medical administration. The 2nd stratum contains various recreational sports which may enhance the residual functional capacity of the participants as well as provide social, avocational, and emotional enrichment. To challenge and to compete in sports for disabled athletes makes the 3rd stratum. The 4th stratum is sports for mental training.

As the greatest event to realize the 1st and 2nd strata, national athletic meet for the disabled has been held since 1965. "Japan Paralympic" which begun in 1991 is the 3rd stratum sports and is for athletes making effort to succeed at Paralympics.

For an instance, in the process of subjective approaches to expand opportunities for participating in sports, to concern themselves with improving the public image of their behavior and to realize the normalization in sports, two local associations were founded, ie, Miyagi Prefectural Sports Association for the Handicapped (1988), and Sendai City Sports Association for the Handicapped (1992). The author introduced a wide variety of their challenging activities, and commented as to the impetus.

The author administered a questionnaire to 29 junior and senior college students regarding their opinions of "adapted" sport and related reports by news media. The term "adapted" refers to adjustment or modification of an activity to allow an individual with limitations due to illness or disability to participate in the activity (Shivers, 1985).

Of all, 21% felt it as the problem of psychological barrier, 36% was at the mercy of the wind of mass media. Only 10% responded with active and assertive attitude. Even NHK decided against producing documentary of the Atlanta Paralympic Games (1996) by reasons of low concern for Paralympics among Japanese and telecasting fee.

In conclusion, the significance of the social meaning of actions should be highly regarded in the adapted physical activity, and normalization in sports should be promoted especially in the 2nd stratum.

Key words : adapted sports, sports for disabled athletes, stratification

I. はじめに

いうまでもなく、日本の身体障害者（以下身障者と略す）のためのスポーツは、1964年（昭和39年）のパラリンピック東京大会以後盛んになった。もともとリハビリテーションの一環であった身障者スポーツは、現在では競技的にもレクリエーション的にも地域的にも分化しており、一面的にはとらえがたくなっている。

ここでは、最近の2・3の活動の実情をもとに、1986年に筆者が提示したフレームワーク⁸⁾（図1、表1）を考慮しつつ、人的環境を中心に、今日の状況を再整理してみた¹¹⁾。

II. 車椅子スポーツにみる adaptation の例

1. 'adapted', 'adaptation'

adaptedとはShiversら（1985）によれば次のようにとらえられている¹²⁾。

疾患や障害のために、その活動に参加することが制限されている人々に対し、それが可能になるようにその活動を調整（adjustment）したり、改変（modification）したりすることであるという。改変の仕方には、

- { 活動が行われる動きの方法,
- { 使用される道具・装置,
- { 環境・ルール・他の規制,

などの側面がある。

adaptationは個々の患者に対してレクリ

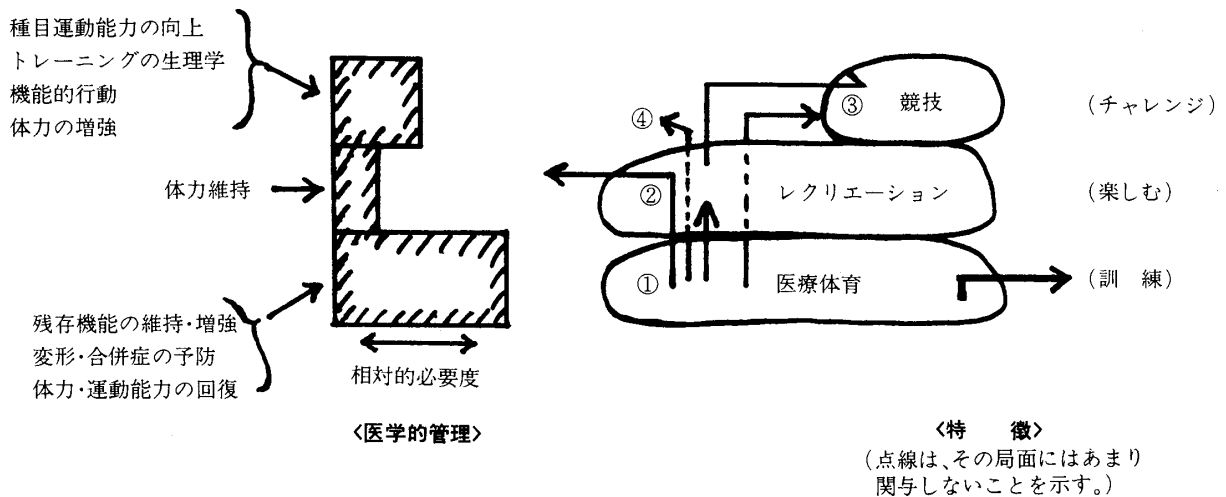


図1 impairment, disability へのスポーツ・アプローチ

表1 スポーツハンディキャップに対するアプローチ

| 医学的 リハビリテーション | 教育的 リハビリテーション | 職業的 リハビリテーション | 社会的 リハビリテーション |
|--|---|-----------------------------|--|
| ①治療的、レクリエーション的、競技的各スポーツ施設づくりと指導（スポーツ空間の保障） ②職場、学校、マスコミへの働きかけ（必要性の認識）（スポーツ・メディカル・コンサルテーション） ③家族への働きかけ | ④身障者スポーツと一般スポーツとの橋わたし ⑤障害者（児）体育の実践 ⑥スポーツ非復帰者の進路変更・学習の場の保障 | ⑦進路・職場の選択と確保 ⑧安全・衛生面への配慮 | ⑨経済保障 ⑩ヘルパーの確保 ⑪訓練、娯楽、試合等への参加の保障（スポーツ参加）（場の保障） |

エーション指導者により行われる。医療スタッフによるその患者への安全性に対するコメントは必要だが、adaptation そのものは医学的に処方されるものではないといわれる。

2. ISAPA (YOKOHAMA) のシンポジウムから

1993年8月横浜にて開催された9th International Symposium on Adapted Physical Activity (ISAPA, 第9回障害者ヘルス・フィットネス国際会議) のシンポジウムにおいて、歴史的実績のある太陽の家の畑田⁹⁾より、「市民支援による大分国際車いすマラソン大会」と題して報告があった。12年の歩みの中で、今日98%の市民が認知し、13万5千人の応援を得、ボランティア約2,000名と数多くの企業からの支援のもとに行われている本大会の社会的啓蒙効果の著しいことが報告された。

これに対して、某国の若手の参加者より2つの質問が出された。

- i) 何故車椅子マラソン大会なのか？ ふつうのマラソンと一緒にではだめなのか？
- ii) 車椅子のこの大会に、逆に一般の選手は参加できないのか？

畑田はこの質問に若干当惑し、やゝ間があって、i) への回答として、日本陸上競技連盟ではこの方法を許可しないからと答え、ii) へは、警察が道路使用許可権をもっており、20分の道路遮断が限度であるので無理、と応答した。質問者が納得したかは別として、形式的に、国内的にはそのとおりであろう。しかし、adapted sports という立場でみれば、若手の彼のような質問が出ることも予想しうる。

3. オリンピックにおける身障者の参加

(1) 1984年のロサンゼルス・オリンピック大会(パラリンピック大会ではなく)において、はじめて「デモンストレーション競技」として、2つの車椅子レースが、メインスタジアムで行われた¹⁶⁾。8カ国から16名の選手が参加し、女子800m走ではヘドリック選手が2分15秒50で、男子1,500m走ではウィングル選手が3分

58秒50でそれぞれ優勝した。

今年(1996年)のアトランタ・オリンピック大会はまだ記憶に新しいところであるが、上記のイベントはやはりメインスタジアムで実施され、女子はオーストラリアのソベージ選手が優勝した。

これらは、たとえ「五輪後に催されるパラリンピックを印象づけようとの狙いだ」¹⁵⁾ ということを是認し、存在を人に知らしめるという点に最大の意を用いる米国ならではのアプローチだとしても、権利と責務を果している一個人がいることへの素直な共感は否定できまい。

(2) また、同じアトランタ・オリンピック大会の入場行進に、車椅子の女子アーチェリー選手がイタリア選手団の中にいた。アーチェリーは健常者・身障者間のmodificationが極めて少なくてすむ競技である。同じ競技に身障者を国の代表に加えたイタリアは、誠に'sports normalization'を実践しているといえる。

4. ローカルなレベルでのadaptationの実情

(1) 1990年11月19日の河北新報は¹³⁾、「障害者と健常者がスポーツを通じ交流」と題して、18日仙台市内にて行われた第2回ハンディスポーツ・フェスティバル(宮城県障害者スポーツ協会主催)の記事を載せていた。ゲートボール(車椅子からも可能)と、車椅子リレーに人気が集まったと報じた。

(2) 日本車椅子ダンス研究会宮城県支部は、数年前より、県内における健常者と身障者または下半身の弱い人との交流(ダンスを通じたノーマライゼーションと楽しみ)の普及に乗り出し、その一環として毎年、仙台の七夕の祭りに参加する努力を続けている。その年により紆余曲折があったが、今年(1996年)何とか参加し得たことは、テレビのニュースでも放映された。

(3) 仙台市が毎年3月に実施しているハーフマラソンへは、未だ身障者の参加が認められていない。身障者の社会参加促進と安全平等を

かかげる福祉協会サイドのアプローチは一方通行となっている。

III. Adapted sports の構造

前章に述べた事例は、車椅子スポーツに限る

ものではない。一般のスポーツプログラムに安全に効果的に参加・遂行し難い人々に対し、その残存能力や興味に合うように改変されたゲームや運動が adapted sports であるから、リハビリテーション医学の立場からみれば、impairment（機能形態障害）や disability（日常動作

表2 日本身体障害者スポーツ協会公認身体障害者スポーツ指導者 各都道府県・指定都市別登録者数

平成7年7月31日調

| 都道府県 指定都市名 | スポーツ コーチ | 特別上級 指導員 | 上 級 指導員 | 指導員 | 計 | 都道府県 指定都市名 | スポーツ コーチ | 特別上級 指導員 | 上 級 指導員 | 指導員 | 計 |
|---------------|-------------|-------------|------------|-------|-------|---------------|-------------|-------------|------------|-------|-------|
| 北海道 | 2 | 1 | 7 | 98 | 108 | 鳥取県 | | | | 9 | 9 |
| 青森県 | | | 3 | 22 | 25 | 島根県 | | 2 | 3 | 17 | 22 |
| 岩手県 | | | 2 | 25 | 27 | 岡山県 | | | 5 | 27 | 32 |
| 宮城県 | | | 2 | 29 | 31 | 広島県 | | | 2 | 26 | 28 |
| 秋田県 | 1 | 1 | 4 | 11 | 17 | 山口県 | 1 | 1 | 5 | 18 | 25 |
| 山形県 | | 1 | 6 | 40 | 47 | 徳島県 | | | 3 | 77 | 80 |
| 福島県 | | 1 | 3 | 25 | 29 | 香川県 | | 1 | 5 | 16 | 22 |
| 茨城県 | 1 | | 5 | 30 | 36 | 愛媛県 | | 2 | 4 | 18 | 24 |
| 栃木県 | 1 | | 4 | 14 | 19 | 高知県 | 1 | 1 | 1 | 25 | 28 |
| 群馬県 | | 2 | 5 | 111 | 118 | 福岡県 | | 3 | 5 | 30 | 38 |
| 埼玉県 | 8 | 6 | 22 | 222 | 258 | 佐賀県 | | | 1 | 13 | 14 |
| 千葉県 | | 1 | 5 | 77 | 83 | 長崎県 | | | 1 | 18 | 19 |
| 東京都 | 5 | 22 | 30 | 371 | 428 | 熊本県 | | | 7 | 62 | 69 |
| 神奈川県 | 2 | 6 | 9 | 125 | 142 | 大分県 | 1 | 1 | 9 | 97 | 108 |
| 新潟県 | | 3 | 7 | 75 | 85 | 宮崎県 | | | 2 | 3 | 5 |
| 富山県 | | 1 | 5 | 65 | 71 | 鹿児島県 | | | 2 | 8 | 10 |
| 石川県 | | 1 | 2 | 38 | 41 | 沖縄県 | | 5 | 2 | 13 | 20 |
| 福井県 | | | | 4 | 4 | 札幌市 | | | 6 | 29 | 35 |
| 山梨県 | | 1 | 5 | 18 | 24 | 仙台市 | | 1 | 2 | 65 | 68 |
| 長野県 | | 3 | 23 | 125 | 151 | 横浜市 | 1 | 5 | 6 | 181 | 193 |
| 岐阜県 | | 1 | 1 | 26 | 28 | 川崎市 | | 1 | 1 | 26 | 28 |
| 静岡県 | | 10 | 7 | 107 | 124 | 名古屋市 | | 3 | 13 | 101 | 117 |
| 愛知県 | | 1 | 19 | 182 | 202 | 京都市 | | 2 | 13 | 134 | 149 |
| 三重県 | | | | 14 | 14 | 大阪市 | 4 | 2 | 7 | 88 | 101 |
| 滋賀県 | | 1 | 15 | 112 | 128 | 神戸市 | | 2 | 10 | 89 | 101 |
| 京都府 | | 3 | 5 | 62 | 70 | 広島市 | 1 | 2 | 4 | 26 | 33 |
| 大阪府 | | 1 | 13 | 241 | 255 | 北九州市 | | 2 | | 62 | 64 |
| 兵庫県 | 1 | 3 | 9 | 126 | 139 | 福岡市 | 1 | 4 | 8 | 108 | 121 |
| 奈良県 | | 1 | 10 | 41 | 52 | 千葉市 | | | 1 | 20 | 21 |
| 和歌山県 | | 2 | 4 | 79 | 85 | 小 計 | 10 | 40 | 127 | 1,386 | 1,563 |
| 小 計 | 21 | 73 | 232 | 2,515 | 2,841 | 合 計 | 31 | 113 | 359 | 3,901 | 4,404 |

(財) 日本身体障害者スポーツ協会
(文献18)による。

能力障害)へのスポーツ面からの処方箋がそれであるといえる。

- いわゆる身障者スポーツを図1のように、
- ① 治療としてのスポーツ (リハビリテーション・スポーツ)
 - ② レクリエーション的スポーツ (大衆スポーツ)
 - ③ 記録に挑むスポーツ (チャンピオンスポーツ)⁸⁾、さらに
 - ④ 精神修養・鍛練としてのスポーツ (体練、求道)

の4層に分けて考察できるが、このどれについても予防医学的・体力医学的管理が必要である。

②③は社会的リハビリテーションの一環としてとらえられようが、わが国ではこの分野の科学や体系的指導がきわめて貧弱である。依然として一部の施設と人の熱意によって努力されている段階である。

①は医療体育 remedial gymnastics (RG), あるいは「療法としてのスポーツ」ともいわれ、

医学的リハビリテーションの範囲 (病院・施設) 内で、以前からヨーロッパを中心に実施されてきている分野である。

いうまでもなく、わが国における問題は、この大衆スポーツ、チャンピオンスポーツを適切に処方し、コーディネートできるスタッフとシステムが不十分なことである。もちろん、百も承知の (財) 日本身体障害者スポーツ協会 (JSAD) は以前から、その普及と指導者養成に力を入れてきた。その結果は表2のようになっている。

また、表1のような各分野における行動の現実が、その後の10年間にどう変化したであろうか。例えば施設面についてみると、表3のような現状がわかる。障害者スポーツセンターに関していえば、早期の大阪市を除き、ほぼ1981年 (昭和56年) 以降であることがわかる。わずか14施設ができるのに、1964年以来32年を要しているのである。しかも、これらの施設が身障者専用であっていいのかという問題の提起はは

表3 身体障害者スポーツセンター等

| (障害者スポーツセンター) | | 開設年 | |
|---------------------------------------|--------------------|----------|--------|
| 岩手県 | ふれあいランド岩手 | (盛岡市) | 平成 6年 |
| 群馬県 | 群馬県立ふれあいスポーツプラザ | (佐波郡赤堀町) | 平成 3年 |
| 埼玉県 | 埼玉県障害者交流センター | (浦和市) | 平成 2年 |
| 東京都 | 東京都障害者総合スポーツセンター | (北区十条台) | 昭和 61年 |
| 東京都 | 東京都多摩障害者スポーツセンター | (国立市) | 昭和 59年 |
| 滋賀県 | 滋賀県立障害者福祉センター | (草津市) | 平成 2年 |
| 横浜市 | 横浜市障害者総合スポーツ文化センター | (港北区) | 平成 4年 |
| 名古屋市 | 名古屋市身体障害者スポーツセンター | (名東区) | 昭和 56年 |
| 大阪市 | 大阪市身体障害者スポーツセンター | (東住吉区) | 昭和 49年 |
| 京都市 | 京都市障害者スポーツセンター | (左京区) | 昭和 63年 |
| 神戸市 | こうべ市福祉交流センター | (中央区) | 平成 6年 |
| 広島市 | 広島市中心身障者福祉センター | (東区) | 昭和 58年 |
| 福岡市 | 福岡市立障害者スポーツセンター | (南区) | 昭和 59年 |
| 西宮市 | 西宮市総合福祉センター | (六湛寺町) | 昭和 60年 |
| (身体障害者福祉センター) A型 36ヶ所 (民営 28) | | | |
| B型 188ヶ所 (民営 80) | | | |
| (勤労身体障害者体育施設) 34 (勤労身体障害者教養文化体育施設) 33 | | | |

(文献 11) による。

たしてなされてきたのだろうか。

DePauw (1994)⁴⁾ が, adapted な身体活動の精神は「神話を追い払うこと」, 「レッテルを消去すること」, 「すべての声をきくこと」, 「活動の社会的意味」にあると述べ, 解放のために役立つ活動やプログラムを作ることが, 日常生活動作 (ADL) 障害のある個人の能力を可能にする, と論じた主旨を, われわれはもう一度かみしめる必要がある。

IV. パラリンピック・アトランタ大会の報道と受けとめ方

パラリンピック (paralympic) 大会とオリンピック大会との間には直接的関係はないが, 1956年に, オリンピック運動に功績のあったところに贈られるファーンリーカップが, IOCよりこの運動に与えられたのをきっかけとして, 同じ道を進む意義をくみとり, オリンピック開催年に同一場所にて行われるようになったものである¹⁷⁾。

1996年8月15日~25日まで, 米国アトランタでポスト・オリンピックイベントとして, 第10回目のパラリンピックが行われた。

(1) 最近, 藤田⁵⁾ は「論壇」の中で, この点を含めて, 身障者のスポーツのもつ意味の重さと, マスメディアの認知・報道の不足を取り上げた。

筆者は1996年7月, この論を, 本学で「障害者スポーツ論」を受講中の, 体育学科3・4年生29名に読みきかせ, その反応を自由記述式にて問うた。

主な論旨を筆者なりにまとめると表4のようであった。解釈すれば,

a は, ‘心理的・社会的バリアー’の問題であり, 特にこの点がフリーになることがスポーツ・ノーマライゼーションを進める際の大きな課題である。

b は, a や h ともドッキングしやすいが, 換言すれば, 五体満足 (?) の人が社会を構成しているという錯覚を, 人々もマスコミも持っているということのあらわれであり, テレビ的にいえば視聴率の低さということになる。

c は, f に比べると積極的反応であり, マスコミに頼ることなく行動をおこすことにより, a・bの変革を期待する立場であろう。

d は, ストレートに, 強大なる力を持っている

表4 「障害者スポーツ論」を受講中の学生29名にみる論壇 (身障者スポーツ) への反応

| (趣 旨) | (件数) |
|--|------|
| a. 「みんなのスポーツ」の仲間入りが未だなされていないのは問題。 | 7 |
| b. これまでは無知・無関心であった—自分も周囲も含めて—。 | 3 |
| c. 社会参加はスポーツから—我々がサポートすべき—。 | 3 |
| d. パラリンピック放送・報道をやって, その活躍を日本人にみてもらうべき—マスコミの力で認知させるべき—。 | 12 |
| e. 施設が少ない。 | 3 |
| f. 何かを我々が体験していけば……。 | 1 |
| g. 米国が頑張って放送すれば日本もマネするのではないか。 | 1 |
| h. 障害者への見方 (われわれ日本人の特別視) は変わらないのではないか。 | 2 |
| i. スポーツは世 (マスコミ) に売名する道具に非ず。楽しめばよい。 | 1 |
| 計 | 33 |

るマスコミが身障者の活躍を露出することにより、社会的に認知してもらうことを期待している反応である。

g・h・i は非常にさめた見方であり、‘外野席症候群’または‘対岸の火事’的発想である。

以上をまとめれば、バリアフリーの問題を感じていそうな者が約2割いるのは、やゝ救いとはいえ、積極的態勢、または逆に対岸火事群がそれぞれ約1割、他者まかせが3割半ばという点は、4月～7月の間、講義と体験実習を行った結果にしては、如何に心理的障壁の大きいかを思わしめることになった。

(2) 今回のパラリンピックへは、日本から選手81名と役員42名が参加した。全体としては127カ国・地域からの参加で、過去最高であったという。単純にみれば、さすが米国での開催だけあって拡大し華やかだと思われよう。

折しも、1996年8月16日の朝日新聞⁷⁾には、「スポーツ欄」にこの記事がアナウンスされており、その実情の一端も紹介されていた。問題は、その中に次のような記載があったことである。

「NHKは今大会のドキュメンタリー番組を企画。APOC(アトランタ・パラリンピック組織委員会)に打診したが、……放映権料を要求され……断念した。……アトランタ五輪に比べれば……安いかもかもしれないが、関心度の違いを考えると難しかった……。」(下線筆者)

公共放送たるNHKは、‘関心度の違い’を理由に金を出ししぶり、記録番組を放映しないことにしたということになるが、これは本末転倒である。人々に意識の改革を惹起させ、時にはパニックに陥らせることも可能な程の権力をもつマスコミの代表が、物差しを逆に用いて判断しているといわざるを得ない。これは、五輪がかかえる商業主義と同次元のジレンマ・問題を、パラリンピック組織委員会も持ちはじめたという現実と混同されるべきではない。せめてもの救いは、朝日が「スポーツ欄」でこの記事を取り上げたことである。

V. 宮城県・仙台市における活動

1. 宮城県障害者スポーツ協会(県障ス協)

当協会は小玉一彦、相原啓介、熊谷勇一の各氏らが中心となり、1988年10月に設立された。広くはさまざまな国際化への対応(組織の再編)、高齢化への対応(1991年の老人保健法等の一部改正によるスポーツ振興事業)などの外的要因を反映しつつも、具体的には、障害者スポーツの普及と、2001年の身障国体²⁾への対応の目標をかかげて、自治体主導・依存型ではなく、身障者自身やボランティアが自ら行動をおこす主体的方向性をもって発足した。

設立総会では先進都府県の1つである京都より森津常春氏に出席を願い、記念講演が行われた。身障者スポーツの高度化、大衆化、対国民体育大会、位置づけなど4点について貴重な経験と課題が提示された。

加盟団体は当初の9から、現在では21に増えている。県障ス協の活動も、県よりの委託事業(2)、単独主催事業(9)、共催事業(2)、後援(6)など目一杯の事業をこなし、指導委員をはじめとする各種実行委員の手による精力的な取り組みがある(表5)。

なかでも大きな事業は、仙台市障害者スポーツ協会とともに行っている県・市よりの委託事業の「宮城県・仙台市障害者スポーツ大会」(身障国体と、ゆうあいピック³⁾の各予選会を兼ねる)である。第4回は去る1996年(平成8年)6月2日に実施された。参加者は身体障害部門186名、知的障害部門825名、計1,011名の多きを数えた。

種々の活動を組織化するには法人格が対外的に必要となるが、全国で30の道府県、7政令市にある協会のうち、10協会が法人化されているのみである。県障ス協はこれを検討する委員会を1996年4月発足させた。

また、宮城県体育協会に加盟を申請し、1996年5月24日、正式に承認されたが、都道府県体協への障害者団体の加盟は、京都に次ぎ全国で

表5 宮城県障害者スポーツ協会の1996(平成8)年度の事業

○主催事業

| 月 日 | 事 業 名 | 会 場 |
|--------|------------------------------|-----------------------|
| 4月14日 | 第7回東北車いすマラソン大会 | 宮城サイクルスポーツセンター |
| ※6月2日 | 第4回宮城県・仙台市障害者スポーツ大会 陸上予選会 | 宮城野原公園総合運動場 |
| ※6月8日 | 第4回宮城県・仙台市障害者スポーツ大会 卓球予選会 | 宮城県スポーツセンター |
| ※6月15日 | 8日-知的障害部門 15日-身体障害部門 | |
| 6月9日 | 第6回東北身体障害者選手権水泳競技会 | 宮城県総合運動公園総合サブプール(利府町) |
| 10月10日 | '96障害者スポーツフェスティバル | 宮城県スポーツセンター |
| 11月3日 | '96ドリームカップイン仙台(車いすスラローム) | 東北福祉大学 福聚殿 |
| 11月24日 | 第3回東北身体障害者バドミントン選手権 in 仙台 | 宮城県スポーツセンター |
| 11月 | 第3回知的障害者水泳競技大会 | 幸町ウェルフェア温水プール |
| 12月 | 東北身体障害者アイススレッジ競技会(第1回) | 未定 |

(※は県委託事業)

○共催事業

| 月 日 | 事 業 名 | 会 場 |
|-------|-----------------------|---------|
| 9月上旬 | '96仙台-デンマーク障害者スポーツ交流会 | デンマーク |
| 2月22日 | 第16回ハンディスキー宮城仙台大会 | 泉ヶ岳スキー場 |

○後援事業

| 月 日 | 事 業 名 | 会 場 |
|----------|---------------------------|----------------------|
| 5月20日 | 第13回ハンディキャップ卓球大会 | 宮城県身体障害者総合体育センター |
| 6月23日 | 第8回アドバンス杯ジャンプボール大会 | 宮城県身体障害者総合体育センターグランド |
| 9月26-29日 | '96全日本車いすテニス宮城大会 | 泉総合運動場 |
| 10月6日 | 第6回スルーテニス大会 | 宮城県身体障害者総合体育センター |
| 11月20日 | 第8回アドバンス杯スポーツ大会(ハンドボール大会) | 東北福祉大学 福聚殿 |
| 97年3月9日 | 第2回ボウリング大会 | 未定 |

○委託事業

- 1) 第4回宮城県・仙台市障害者スポーツ大会開催
- 2) 身体障害者スポーツ教室等開催
 - ・車いすマラソン教室
 - ・水泳教室
 - ・身体障害者野球教室
 - ・車いすテニス教室
 - ・チェアスキー教室
 - ・ツインバスケット教室
 - ・バドミントン教室
 - ・車いすハンドボール教室

- ・車いすダンス教室
 - ・盲人マラソン教室
 - ・ハンディスキー教室
 - ・聴覚障害者バレーボール教室
 - ・軽スポーツ教室
 - 3) 身体障害者スポーツ指導員養成事業
 - 4) 身体障害者スポーツ指導員研修事業
 - ・救急法講習会
 - ・車いす介助講習会
 - ・障害急歩観察員養成講習会
 - ・車いすスラローム観察員養成講習会
 - ・車いすスラローム観察員強化講習会
 - 5) 身体障害者スポーツ指導員派遣事業
 - ・上級身体障害者スポーツ指導講習会
 - ・特別上級身体障害者スポーツ指導員講習会
 - 6) 障害者スポーツボランティア養成事業
 - ・綱引き
 - ・シッティングバレーボール
 - ・ゴールボール
- ・アーチェリー教室
 - ・聴覚障害者卓球教室
 - ・視覚障害者野球（グランドソフトボール）教室
 - ・ゴールボール教室
 - ・シッティングバレー教室
- ・車いすハンドボール講習会
 - ・スルーテニス講習会
 - ・ジャンプボール講習会
 - ・チェアスキー講習会
 - ・視覚障害者介助講習会

○その他

- 1) みやぎ障害者スポーツニュース 発行 年2回
- 2) スポーツドクター登録制度の推進
- 3) 専門委員会の設置
- 4) 規約改正委員会の設置
- 5) 法人化準備検討委員会の設置
- 6) 10周年記念事業委員会の設置
- 7) 東北ブロック障害者スポーツ協会協議会への参加

2番目となった。

2. 仙台市障害者スポーツ協会（市障ス協）

仙台市が1989年政令指定都市になって以来、宮城県内を仙台市以外の部分と仙台市内とに分けて、すべての機能を再編し、スタートさせざるを得なくなったが、身障者スポーツもこのあおりで機能分担する必要が生じた。しかし、もともと全県的取り組みをしてきたことと、仙台市一極集中傾向のある宮城県の特徴からみると、支柱をぬいた建物になる可能性が、仙台市以外部にはあった。

政令市になって以後、身障者スポーツの大会は（財）仙台市身体障害者福祉協会によって1991年まで行われてきた。この間に、県障ス協

の首脳陣が仙台市と調整し、若い障害者への理解促進と、中高年のスポーツ参与の振興をねらいとし、2001年の身障国体も展望しつつ、県と市が有機的に取り組む必要性をアピールしながら、市障ス協の実質的な設立総会にこぎつけた。時に1992年7月18日であった。県障ス協と兼務する役員が1/3ほどを占める方法をとることにより、少ないスタッフの有効活用とイベント遂行の効率化を企図とした。

1996年度には、市よりの委託（2）、スポーツ大会開催（12）、国際交流（1）、指導員派遣（7）、スポーツ教室開催（6）などの事業を、県障ス協と共同開催を多くして実施している。とくに、スポーツ国際交流事業に関しては積極的

で、リバーサイド、北京、コペンハーゲンなどの各市の身障者との国際親善に努めている。

現在、仙台市内には車椅子マラソン、チェアスキー、車椅子ダンス、車椅子テニス、学生スポーツボランティア、バドミントン、アーチェリー、水泳、スキー、野球など14ほどの団体がある。

なお、水泳クラブ有志が、足を棒にして行った仙台市内の温水プールのハード面とソフト面に関する実地調査とその結果は自主的活動報告という点で大変貴重なものである⁹⁾。

VI. 今後の展望

(1) 身障者スポーツの歴史はすでにヒポクラテスの時代に溯るほど古い。その原点が医療スポーツ（リハビリテーションの一環）にあるとしても、今日まで、① 医療スポーツ、② レクリエーション（大衆）スポーツ、③ 競技スポーツと分化してきた傾向は、今後一層その分極化の度合いを強めると考えられる。人々の価値観の多様化（個の重視）、高齢化、情報化がさらに進むとき、人生80年時代の生涯スポーツの一部として身障者スポーツが取り込まれ、一般スポーツ人と同様の精神的昂揚がそれぞれの分極においてすゝむものと考えられるからである。

(2) わが国では、世界の趨勢をみながら、とくに③のチャンピオンをめざす潮流が、31回を数えた身障国体の独特な制限事項（一生に1回のみ出場¹⁴⁾、1人2種目、文部省でなく厚生省が主管庁—すなわち社会参加の機会付与という福祉的しぼり—に不満足な選手たちを中心として、ジャパン・パラリンピック（JP）や、日本△△選手権大会（日選）という形態として、各競技団体を設けて運営されるようになっている。これらはいずれもパラリンピック（夏季・冬季）を視野に入れた、身障者選手の競技力向上をめざすものであり、現在、とくにJPについてはパラリンピックへの関門として、陸上競技、

水泳、スキー、チェアスキーの種目について、1990年（平成2年）より開催されている。日選も5種目行われている。

一方、新人の登竜門ともいえる身障国体は、もともとの性格は①+②であったが、国内における身障者スポーツの最大行事としてすっかり定着し、毎年国民体育大会開催県にて（財）日本身体障害者スポーツ協会（JSAD）などが主催する形で開かれている（1996年は広島）。

(3) adapted sportsあるいはsports normalizationの立場からみた時に、身障者界における大衆スポーツや競技スポーツの拡大と、健全者における両者の分離とが、今後どのようにその接点を持つか、あるいは融合する機会を持つのだろうか。ボストンマラソン、アトランタ・オリンピック、パラリンピック、ハワイのトライアスロン大会、ISAPA（横浜）のシンポジウムでの質問などの具体的な場面をふり返ると、わが国におけるadaptationの発想の定着は未だ先のことといわねばなるまい。

かつて、特殊教育（障害児教育と同じではない）界に、segregationとintegrationの論議と実践があった頃も現在でも、身障者の行動規範への隔離的態度は底流にあるのではあるまいか。1995年（平成7年）度に約74もの障害者スポーツのイベントが国内で開かれたことは、一見この分野の発展を裏づけるようにみえながら、その実、一般スポーツイベントとの乖離が進む方向に行くのではないかと予想をもたせる。

(4) 1998年に第7回パラリンピック長野冬季大会がはじめてわが国で開かれる。この大会では、アルペンスキー、クロスカンリースキー、バイアスロン、アイススレッジホッケー、アイススレッジスピードレースの5競技が行われ、参加国・地域は30にも及ぶらしい。JSADは、1995年度より選手強化に乗り出したが¹⁰⁾、スタッフ面は不足で、一般競技団体にも協力を要請しつつ、短期勝負にかけている。

身障者スポーツが、どのレベルにせよ盛んに

なるにつれ、指導者が不足することは目にみえるわけで、これについても JSAD は、1995 年度より、指導者の技術向上と相互連携とを目指して、全国を 8 ブロック化し、その合同協議会を組織化しだした。

東京には東京都社会福祉協議会の一機関として、東京ボランティアセンターが、すでに 1981 年 4 月に設立されており²⁾、ボランティア活動の一部として、身障者スポーツにおける支援と行事のまとめ役をこなしてきている。すなわち
② レクリエーション的スポーツの次元で adapted physical activity and recreation の調整を実践している。

(5) 長野の冬季パラリンピックが終了したら、しぼんだ風船になった、というのでは困る。目的は長野にあるのではなく、‘太陽の家’の創立者たる故中村裕博士の「障害者にこそ生活と一体化したスポーツが必要である」⁴⁾との考えは、どんな場面においても障害者の生活の質を構成する大事な発想である。とくに②の層における健常者障害者間の交流と PR が、sports normalization のために必要であろう。①②③のいずれの局面においても、与えられたものとしてではなく、第 V 章で述べたように、身障スポーツマン自身の行動により、adapted sports を実践していくことが、スポーツ文化における normalization の着実な実現への道ではないかと考える。

「さまざまな障害や後遺症をもつ人々、とくに後天性の障害者は、身体のみならず心理的・社会的修復を必要とする。何人かの人にとって車椅子競技は必要なものである。もし競争が個人にとって重要であるなら、それはすばらしいが、それはただゴールを目指すものではない。たとえばある状況においては、スポーツの目的が身体的・心理的リハビリテーションで、そのリハビリテーションの目的が治療として必要とされることもある。プログラム(競技の、余暇の、治療の)を実行していく目標は、ある選ばれた活動を通じて、個人の習熟度を見つけ出し、マス

ターすることによって、身体障害者達のもっている特別な問題を補うことができるようになるのである。」¹⁾ (Adams, R.C. ら, 1982.)

VII. ま と め

① ‘adapted sports’ の具体的場面を、ローカルな出来事やアトランタ・オリンピック、パラリンピックに求め解説し、それが 4 層構造をなすことを提示した。

② また、マスメディアの報道に関するコメントへの反応を、大学生 29 名について調べた。

③ さらに、宮城県および仙台市という 1 地方における障害者スポーツの取り組みを通してそのすぐれた主体性にふれた。

そのいずれの局面と層においても、心理的障壁の除去と、その社会的意義に関する正確な PR が必要なことと、とくに第 2 層(レクリエーションスポーツ)におけるノーマライゼーションへの取り組みが、身障者自身の行動をもって必要であると論じた。

本報告は平成 6・7 年度、仙台大学「研究計画にもとづく研究費」の補助を得て行われたフィールドワークのまとめの一端である。

注

注 1 本論では知的障害者(古いいい方では精神薄弱者)とスポーツの問題については取りあげない。単に「障害者」と表現する場合には知的障害者も含まれることはもちろんである。

注 2 正しくは全国身体障害者スポーツ大会。第 32 回は 1996 年 10 月、広島にて行われた。

注 3 知的障害者のための「全国精神薄弱者スポーツ大会」のこと。第 5 回は 1996 年 9 月札幌。

注 4 1997 年(平成 9 年)の大阪大会より、条件つきでこの制限が緩和され、1 人 2 度出場できることとなった。

文 献

- 1) Adams RC, et al.: Games, Sports and Exercises for the Physically Handicapped, 3rd Ed, pp. 205, Lea & Febiger, 1982.
- 2) <ボランティア組織から> 東京ボランティア・センター. コーチング・クリニック 4(1): 21, 1990.
- 3) 第4回宮城県・仙台市障害者スポーツ大会プログラム, 1996.
- 4) DePauw KP: Adapted Physical Activity and Normalization. Abstracts of 9th ISAPA (YOKOHAMA): 93-94, 1993.
- 5) 藤田紀昭: 論壇「注目して欲しい身障者のスポーツ」。朝日新聞 '96.7.9号, 1996.
- 6) 畑田和男: 市民支援による大分国際車いすマラソン大会。Abstracts of 9th ISAPA (YOKOHAMA): 89-90, 1993.
- 7) 「パラリンピックきょう開幕」。朝日新聞 '96.8.16号, 1996.
- 8) 佐藤 捷: スポーツとリハビリテーション医学, pp. 158-161, 廣川書店, 1986.
- 9) 仙台市における身体障害者水泳の現状 — 調査報告書一, 仙台市障害者スポーツ協会, 1995.
- 10) 1998 PARALYMPICS IN NAGANO 情報。Active Japan 2: 40-41, 1995.
- 11) 身体障害者スポーツの歴史と現状 (第5版), (財) 日本身体障害者スポーツ協会, 1995.
- 12) Shivers JS & Fait HF: Special Recreational Services Therapeutic and Adapted, Lea & Febiger, 1985.
- 13) 「障害者と健常者がスポーツ通じ交流」。河北新報 '96.11.19号, 1996.
- 14) 高橋 寛: 障害者の日常生活, 社会生活におけるスポーツ。体力科学 44: 81-83, 1995.
- 15) 天声人語。朝日新聞 '96.8.5号, 1996.
- 16) The 1984 Olympic Scientific Congress Proceedings, vol 9: Sport and Disabled Athletes, pp 287, Human Kinetics Pub, 1986.
- 17) (財) 国際身体障害者スポーツ大会運営委員会: パラリンピック東京大会報告書, 1965.
- 18) (財) 日本身体障害者スポーツ協会: JSAD (身体障害者) スポーツ 19: 16, 1995.

(平成9年5月7日受付, 平成9年7月14日受理)